

ボランティア活動の責任構造

宮崎幹朗

はじめに

現在、さまざまなボランティア活動に参加する人はかなりの人数に達している。一九九五年の阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動は社会的な関心を集め、ボランティア活動に参加している人々が増加しつつある。参加体験を有する人は三〇%を越えており、参加したいという希望を持つ人々は五〇%を越えるとも言われている。⁽¹⁾また、アメリカ合衆国をはじめとして、国際的に、行政や企業とは独立した非営利の団体や活動の必要性が強調され、⁽²⁾公的セクターおよび私的セクターとは異なる「第三のセクター」概念が登場し、NGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）のような市民の自主的活動が注目を集めている。日本でもボランティア活動そのものの啓発活動が進められ、高齢者や障害者の福祉支援をはじめ、子どもの保護・健全育成、国際協力、環境保全などの種々の分野で市民の活動が、自主的・自発的に、また自治体の支援を受け、さまざまな形で次第に定着していった。さらに、ボランティア団体などをめぐる権利関係の整備や活動の支援を目的として、いわゆる「NPO（特定非営利活動促進）

法」が制定されるに至っている。「ボランティア」は確実に市民権を得るに至ったと言える。

従来、日本におけるボランティア活動は、青少年活動や民生活動などに代表される「行政協力型ボランティア」や、町内会・自治会活動のような「行政補助型ボランティア」が主流であった。高齢化の進行が進む中で、参加型福祉社会論が強調され、ボランティアが重要な政策課題となっていく社会状況においても、行政主導のボランティア活動という傾向は失われず、自主的なボランティア活動の占める割合は少なかった。また、九〇年代以降、環境、エコロジー、国際交流などの分野で行政と良好なパートナーシップを形成した市民活動としてのボランティア活動が目立つてきているが、行政とは一線を画した活動団体・組織は少なく、行政依存的傾向は強く残っていた。この傾向が大きく変化したが、阪神淡路大震災に伴うボランティアの活躍であったと指摘されている。⁽³⁾被災地でのボランティア活動に参加した人の数は、一年間で一三〇万人とも二〇〇万人ともいわれている。⁽⁴⁾このようなボランティア活動の状況をとらえて、「ボランティア革命」とか「ボランティア元年」と表現した。朝日新聞は、神戸市等の被災地に向いて、何らかの形でボランティア活動をおこなった人に対する個別面接方式による意識調査をおこなっているが、これによると、それまでにボランティア活動の経験を全く持たなかった人が三分の二にもなり、さらに、ボランティア参加者の三割が二〇歳代前半であり、平均年齢は二六・三歳であったことが報じられている。⁽⁵⁾初めてボランティアに参加した人が多く、とりわけ若い人が多かったというところで、ボランティア活動が以前とは異なる活動として多くの人に受け入れられたことを意味している。そして、これに続くナホトカ号重油流し事故の際のボランティア活動はその傾向をさらに押し進めたといえる。このような自主的・自発的なボランティア活動に注目して、ボランティアの可能性を高く評価し、ボランティア活動を主体性を持った新たな市民活動と位置づけ、市民社会の復活や新しい市民社会の形成を強調する論者がいる。⁽⁶⁾しかし、なお、行政主導型ないし行政依

存型ボランテア活動はなお多く存在しているし、ボランテア活動そのものの位置づけ、ボランテア団体と行政との関わり方など、日本においてはまだ十分に議論されていない部分も残されている。⁽⁷⁾

ボランテア活動も社会的活動である以上、何らかの事故等に直面する事態は避けられない。ボランテア活動を行つてゐる際に、自分自身や仲間が事故に遭遇することもあるし、ボランテア対象者に何らかの身体的・財産的損害を与えることもある。従来、ボランテア活動のような善意の行動に対して、法的責任を追及するような場面はほとんど見られなかった。しかし、一九八三（昭和五八）年春に大きな社会的反響を引き起こしたいわゆる「隣人訴訟」⁽⁸⁾と「子ども会ハイキング訴訟」⁽⁹⁾の判決が報道されて以後、いくつかの訴訟が起こされている。このような問題も踏まえて、現在では、ボランテア活動に際して傷害保険や賠償責任保険などの加入が当然視されるようになってゐる。⁽¹⁰⁾

裁判においては、ボランテア行為者本人の責任と同時に、団体の代表者の責任も問われているものもあり、また、市や県などの行政の責任も問われている場合もある。従来、ほとんど議論されて来なかつたボランテア活動に関わる人や団体・組織の活動に関する責任のあり方が、これらでは問われてきたわけである。また、行政の責任は否定されているのが一般的であるが、行政とボランテア団体や組織との関係を検討することも必要だろう。ボランテア活動そのものは、行政とは一線を画した行為者や組織の自主的な活動であるが、学校活動と密接な関連を持つ子ども会活動や、市町村が地域活動・自治活動として重視している町内会活動などは、単に自主的な個人的活動と位置づけるだけで足りるとはいえないのではないかと感じられる。ボランテア活動に伴う責任のあり方、ボランテア活動と行政との関わり方を考える上で、これらの判決を分析してみる必要があるように思われる。また、最近、障害者の自宅に派遣されていたホームヘルパーが派遣先の障害者の預貯金等を着服した事件をめぐつて行政

の責任が追及された訴訟の判決が報道されている。⁽¹¹⁾ いわゆる「世田谷ホームヘルパー事件」訴訟であるが、行政の損害賠償責任は否定されている。⁽¹²⁾ しかし、ホームヘルパーの派遣業務は行政活動の一種であり、子ども会活動や町内会活動とは異なる面を有している。この事案は、家政婦紹介所を通して自治体の研修等を受けてホームヘルパーとして登録されていた家政婦が起こした事件に関するものであり、純粋な意味でのボランティアとは異なるホームヘルパーの事件であったが、ボランティア活動としてのホームヘルプ活動を考える上で、参考になるものと思われる。

さらに、ボランティア活動に参加する個人の責任という面については、ボランティア活動が参加者個人の意思によっておこなわれるものであるという原則に立つ限り、自己の行動によって生じる損害は自己活動の結果に対する責任として自分自身で負うべきと考えることになろう。しかし、ボランティア活動を「無償の禁欲的な行動」、「滅私奉公的な犠牲的行動」あるいは「善行」と評価することによって、その無償性および善意のゆえに法的責任の縮減ないしは免除を強調することが可能である。前述の隣人訴訟や子ども会訴訟のような裁判の結果に対する批判的反応はそのことを示している。

しかし、阪神淡路大震災以降のボランティア観は大きく変化していると言われている。ボランティア活動を「我慢する」ものではなく、「我慢できないからする」ものとしてとらえ、その「自発性」を重視する立場は現在普遍的である。⁽¹³⁾ その立場を代表する論者の一人でもある金子郁容は、次のようにボランティア論を展開している。ボランティア活動を通して助けることと助けられることが融合して、与える側と与えられる側の区別がいまいとなるような両者の不思議な関係性の発見のプロセスとしてボランティアをとらえている。金子は、「つながりをつけるネットワーク・プロセス」をボランティアの本質と位置づけ、ボランティアの行為者と受け手の相互依存性のひ弱

さこそがボランティアの魅力であり、可能性の源であることを指摘している。⁽¹⁴⁾ ここでは、行為者の自発性や自主性ととともに、ボランティア行為の相互性・互換性が視野におかれ、その「楽しさ」や「創造性」が指摘され、自己実現の手段としてのボランティア観が強調されている。⁽¹⁵⁾ また、入江幸男は、近年のボランティアの条件として、「自発性」、「無償性」、「公益性」の三つをあげた上で、ボランティア活動を「仕事と遊びの間」のものとして位置づけている。⁽¹⁶⁾ このような考えの中で、自主的な活動に対する自己責任のあり方を検討する必要がある。入江は「自発性」を「自分で状況を認識し、自分で価値判断を行い、自分の責任で行為すること」と説明しているが、⁽¹⁷⁾ ここでは自分の行為の結果に対する法的責任までを視野に入れているように思われる。その意味で、ボランティア行為の自己責任の問題の中で、法的責任までを視野に入れて検討する必要がある。

本稿では、このような問題に関わる訴訟の経緯を踏まえて、判例を分析し、ボランティア活動の責任のあり方を考察する一つの手がかりとしたい。以下では、子ども会活動のようなボランティア活動に関わる大人の責任の問題、地区の自治会・町内会の会員によるボランティア活動に関する問題、ホームヘルパーの活動に関する問題について検討していくことにする。

一 子ども会活動に関する判例

子ども会の活動に関して、活動に関わった大人の責任が追及された訴訟は三件ある。まず、これらの判決を検討してみる。

津地裁昭和五八年四月二一日判決（判例Ⅰ）は、前述のとおり、ボランティア活動中の子どもの死亡事故に関し

て善意による無償のボランティアの損害賠償責任を認めた最初の判例である。⁽¹⁸⁾遠足等の学校行事に伴う子どもの死亡事故をめぐって引率教師の責任が追及された事案はこれまでも見られたが、⁽¹⁹⁾子ども会のような学校以外の自主的活動をめぐる争いは初めてであった。

この事件は、子ども会のハイキングに参加した子どもAが川遊び中に水死した事故に関するものであり、死亡したA（当時九歳）の両親 X_1 と X_2 が、引率した子ども会育成会員のボランティアの Y_1 ないし Y_{11} に対して、計画段階の準備不足、水遊び場所の選定の不適切さ、監視体制の不備等の過失を指摘して民法七〇九条および七一九条に基づき損害賠償を請求し、同時に、社会教育法上子ども会育成者に対してレクリエーションなどの計画・実施、引率の際の注意事項につき詳細に専門的指導を行うべき義務があるのに、県や市の教育委員会社会教育課の担当職員がこれを怠った過失があるとして、国家賠償法一条に基づき Y_{12} （県）および Y_{13} （市）を相手に損害賠償を請求したというものである。当該ハイキングには子ども会の児童三〇名、子ども会OBである中学生六名が参加し、これを子ども会育成会員である被告 Y_1 ら一名が引率していた。ハイキングでは、飯盒炊飯と川遊びが計画されており、予定通り飯盒炊飯を実施し、昼食後食器洗いが終了した後、 Y_1 の指示で川遊びが開始された。Aは他の子どもとともに遊んでいたところ、川遊びの範囲として指示された水域の下流約一五メートル付近の深みに岩から滑り落ち、溺死した。

判決は、結論として、引率者のうち、子ども会の指導的立場にあった Y_1 、子ども会育成会の会長である Y_2 、書記である Y_3 についてのみ二割の責任を認め、五〇〇万円余の損害賠償を命じ、 Y_4 、 Y_{11} および Y_{12} および Y_{13} の責任は否定した。 Y_1 らの責任が二割とされたのは、水死したA自身の過失と子ども会活動の無償性が考慮された結果である。A自身が自分で危険を回避することができる年齢であり、川遊びの範囲として指示された場所から一五メートルも

離れた場所での事故はA自身の不注意によって発生したものとしてAの過失が斟酌されている。また、子ども会活動が無償の奉仕活動によって支えられていることを指摘した上で、営利を目的とした活動に伴う場合に比べて違法性の程度が著しく低いと評価すべきということが指摘され、損害の公平な分担という見地から、Y₁らの責任を二割としている。その過失については、次のように述べている。子ども会活動が子どもの自主性を育てるという面から有益であっても、「その自主的活動に対し、社会的経験を積み思慮分別のある大人としての引率者において後見的に指導監督し、特に、児童らの身体・生命が重大な危険にさらされることのないように配慮することが必要である」とは否定できない⁽²⁰⁾との一般論を展開した上で、個別的に引率者の過失の有無を検討している。Y₁については、本件ハイキングに際して事前に下見をして川遊びの場所として選定した区域の上流と下流にはそれぞれ深みがあることを認識しており、川遊びを許可した時には子ども達の行動がかなり無秩序な状況にあったにもかかわらず、子ども達に注意事項を伝達することもなく、他の引率者に対して監視を分担してもらったこともなかったとして、子ども達の安全に配慮する注意義務を怠ったことが明らかであるとしている。また、Y₂およびY₃については、子ども会育成会の責任者であることと、Y₁とともに下見に行き場所の選定を行ったということから、Y₁と同様に川遊びの場所の安全性について配慮し適切な措置をすべき注意義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があると判断している。その他の引率者Y₄、Y₁₁については、一般的に子ども達の安全に配慮すべき義務があるものの、その義務は抽象的な義務にとどまり、本件事故当時、事故を防止するための具体的注意義務があったと認めることはできないとしている。また、Y₁₂およびY₁₃の責任についても、社会教育法の規定は同法の目的及び当該法条の趣旨に照らせば、行政の具体的な法的義務を定めたものではなく、危険区域の指定や当該場所におけるレクリエーション禁止措置等の作為義務の根拠となりうるものではないと述べて、損害賠償責任を全面的に否定している。

この判決においては、ボランティア活動であっても、活動に伴う注意義務の存在を認めたと、具体的な注意義務の懈怠があったかどうかを判断している。そして、活動の責任者としての立場にある者に具体的な注意義務の懈怠を認めている。しかし、賠償額の算定の際に、賠償額を減額している。法技術的には、過失相殺という手法を用いたわけだが、実際には、活動の無償性を考慮して「損害の公平な分担」という一般論を通して、違法性の程度を縮減したものと見える。⁽²²⁾ 判決では、ボランティア活動の無償性が重要なポイントと考えられていたことがはっきりとうかがえる。

次に、福岡地裁小倉支部昭和五九年二月二三日判決（判例2）⁽²³⁾ があげられる。この事案は、少年団のキャンプ中に、少年団長のY₁の指導のもとに竹とんぼなどの竹細工をしていたところ、参加していた少年X（小学校五年生）の右目に少年Aが飛ばした竹とんぼがあたり、これによって角膜切創などの傷害を負ったため、XがAの両親であるY₂およびY₃と少年団長のY₁を相手に損害賠償を求めたものである。このキャンプは、少年団長のY₁とBが引率して、少年団員約三〇名と保護者七名が参加しておこなわれた。事故は保護者が帰宅した後で、Y₁の発案により竹細工遊びをしている最中に起こった。Y₁は少年たちに、小刀の使い方、竹とんぼの飛ばし方を指導し、特に人前で竹とんぼをとばしてはならない旨注意していたが、Aは竹とんぼを皆が並んでいる場で、座ったまま飛ばしたところ、横に飛んでいったAの横で竹とんぼを作っていたXの右目に当たったわけである。Xは、A自身は不法行為法上の責任能力を有していないとして、Aの両親であるY₂とY₃に民法七一四条一項を根拠としてAの監督義務者としての責任を追及し、少年団長であるY₁には少年団の責任者であり、同時にキャンプの引率者としてY₂およびY₃に代わってAを監督する責任を有することを指摘し、民法七一四条二項に基づいて損害賠償責任を求めたという事件である。

当該の少年団は子どもたちを剣道を主体として育成指導するもので、剣道の修練のみならず、各種の見学、キャンプ、ハイキング、海水浴などが活動の一環として組み入れられていた。この少年団には、小学校の同一校区に居住する小学生を持つ親が中心となって自主的に形成された保護者団体である後援会への入会手続きを通して加入することになっており、後援会が少年団の指導者と相談して年間の行事計画を立て、計画の実行について少年団を後援していた。事故当時、団員数は七〇名余で、指導者は五名であった。

被告 Y_2 、 Y_3 は、AはXに向けて竹とんぼを飛ばしたのではなく、Aには過失はないと主張した。また、 Y_1 は、後援会と指導者が一体となって子どもを指導するもので、保護者の介入を排除するのではなく、指導者と少年団に属する個々の保護者との間に子どもの指導・監督についての委託はないとして、自身が代理監督者ではないと主張し、仮に代理監督者であるとしても、自身の竹とんぼの製作指導に義務違反はない旨を抗弁した。さらに、 Y_1 は、少年団の指導者の指導上の過失に基づく少年団員の損害については免責の特約があったと主張し、Xの主張に反論した。

これに対して、判決は、原告の主張のとおり、Aの過失を認めた上で、Aは行為の責任を弁識するに足るべき知能を有していないとしてA自身の責任能力を否定し、Aの両親である Y_2 および Y_3 に民法七一一四条一項により損害賠償責任を認めた。また、 Y_1 については、保護者の団体から少年団に属する少年たちの指導・監督を委嘱されていたこと、少年団の長たる地位にあり、当該のキャンプにおいては引率者であったことから、民法七一一四条二項に規定する代理監督者としてAを監督する義務を負担しており、その監督義務を尽くさなかったことを認め、さらに本件事故による損害について免責の特約があったとは認められないとの判断を示し、 Y_1 らの損害賠償責任を肯定し、総額七〇〇万円余の支払いを命じた。判決は、少年団の指導者は子どもたちの指導・監督に当たって、交通費等の支

給を受け、年二回一人当たり一〇万円余の謝礼を受けていたが、指導者の活動は奉仕活動たる性格を失うものではないとして、指導者の活動がボランティアであることを認めている。しかし、Y₁の責任については、Y₁が団長であり、キャンプの引率者でもあったことから、代理監督者であると考えるのが相当と判断し、このことは、指導者の指導・監督が奉仕活動であることや、後援会と指導者が一体の協力関係にあり、保護者の干渉を排するものではないこと、個々の保護者と指導者との間に子どもへの指導・監督の委託がないことによって左右されるものではないとしている。また、Y₁がもう一人の指導者と二人でキャンプに参加した約三〇名の子どもへの指導にあたっていたことから、個々の子どもに付き添って竹細工の注意事項を遵守させることは不可能ではあることを考慮すると、一般的にはY₁は口頭の注意で監督義務を尽くしたと評価すべき余地があると述べてはいるけれども、飛ばした竹とんぼが目当たすることは十分予測できることであるし、本件ではAはY₁が手直しして手渡した竹とんぼを飛ばしたわけで、Y₁はAの近くにおり、Aの行動を注視して事故の起こらないように監督することが可能であったことを指摘して、Y₁の監督義務違反を認定している。免責の特約については、判決は、少年団の活動が剣道が主体であり、そのことによる事故の発生が十分に考えられ、そのような事故は正当行為として是認されるものであり、その損害について指導者が責任を負わないことを注意的に定めたものと解するとして、本件事故まで含むものではないとしている。

この判決では、Y₁の指導活動が奉仕活動であることを認めたものの、奉仕活動とはいえず、指導上の監督義務が存在していることを認めたものである。監督義務違反の有無の判断を左右したのは、事故を引き起こしたAの行動を監視し、注意することができるところにY₁がいたという事実である。個別的な監督指導が可能であったという判断が判決の結論に大きく影響しているように思われる。

ところで、本件事故に関しては、原告代理人の弁護士立ち会いのもとで、Xの親とY₂およびY₃が出席して、示談

交渉がおこなわれ、Y₁らは損害賠償義務の存在を認め、総額六〇〇万円を支払う旨提案したが、示談交渉はまとまらなかったことが判決文からうかがわれる。Xの訴訟上の請求額は一、二六〇万円余であったが、判決では弁護士費用六〇万円を含めて損害賠償額は七〇〇万円余とされている。示談交渉の際に被告らが提示した賠償額との差は弁護士費用を除けば四〇万円にすぎないわけで、判決は原告Xの主張を認め、Y₁ら被告に損害賠償を命じているものの、損害賠償額の算定に際して、ほぼ被告らの提案を認めているに等しい結果となっている。

三つ目の判例は、札幌地裁昭和六〇年七月二六日判決（判例3）である。²⁴少年剣道会が行った旅行会に参加した少年A（小学六年生）が海岸での磯遊びの際に沖に出て水死した事故をめぐって、Aの両親であるX₁、X₂が少年剣道会で指導に当たっていたY₁らに監督義務違反があったとして損害賠償を求めたというものである。Y₁らは自分たちが好意的に無報酬で指導していたことを強調して、ボランティア活動として不法行為責任は発生しないと主張した。

少年剣道会は、小学生および中学生を対象として、剣道を通じて少年の非行防止および健全育成等を目的とした活動をおこなう任意的な社会奉仕団体であり、剣道を通じた活動をおこなっていた。Y₁、Y₂、Y₃は当剣道会の理事長、理事として、小学生および中学生の団員の剣道指導に当たっていた。判決は、本件事故が起こった旅行会の計画・実施についてはY₁が主導的に指導・引率していたとし、Y₂およびY₃がこれを補佐していたとして、Y₁らには旅行中、参加した子どもたちの事故防止のため、子どもたちを指導・監督する注意義務があり、これを怠った義務違反があったとして損害賠償義務を肯定したわけである。Y₁らの旅行会の引率・指導がボランティア活動の一環であることは認めても、子どもたちに対する指導・監督義務の存在がそのことによって左右されるものではないとしている。すなわち、「被告らの活動が無報酬の社会的に有益ないわゆるボランティア活動である」ということのみから当

該活動の場で予測される危険についての予見及び結果回避に必要な注意義務が軽減又は免除されるべきであるとの結論を導くことはできないと述べている。⁽²⁵⁾ また、Y₁らのボランティア活動については責任が免責されるとする「事実たる慣習」が存在するという主張に対しても、そのような慣習は認められないと排斥している。しかし、A自身およびAの両親であるX₁らにも過失があつたとして、Y₁らの過失を二割とし、二八七万円余の支払いを命じている。判例1と同様に、原告側の過失を八割とし、過失相殺によつて、被告らの損害賠償責任の範囲を制限している。原告側の過失を斟酌することが損害の公平な分担という不法行為法の理念に合致するものとしている。違ひは、原告側の過失として親の過失を指摘している点である。

被害者であるA自身の過失については、一二歳の小学六年生として海における水泳や水遊びの危険性についての一応の理解と判断力を有していたにもかかわらず、予め指示されていた水域を越えたところで水遊びをしていたこと、中学生から岸の方へ引き返すように指示されたにもかかわらず更に沖へ向かつて進んだことが指摘されている。この点についての判断は判例1と同様といえる。これに対して、X₁らの過失の判断に特徴があるといえる。Y₁らは剣道の有段者として剣道の指導はともかく、本件事故が生じた磯遊びに關してはその際に生じる危険の防止を期待しえないこと、X₁が旅行会の説明の際に親としての同行を求められていたこと、引率したY₁らや本件旅行に同行した父母らには学校の教師とは異なり、子どもに対する安全指導の能力や監督体制の整備等につき信頼すべき基盤もなかったことを指摘した上で、旅行会に同行すべきか否か、Aを参加させるべきか否かを判断するための材料として必要と思われるY₁らの監視体制等について確認や検討をしていないことや、X₁らに代わつてAらを監督する者を同行させることもなく、Aを参加させたことに過失を認めている。X₁らが同行してAの行動を個別的かつ常時監督していれば、本件事故を防止しえたことを指摘している。一般的に、親は子に対する教育を委ねる場合に、子

どもに生起しうる危険や結果について、思慮と判断を尽くし、その点についての第三者の資質・能力等につき検討する義務を子に対して負っているものと解すべきであると述べている点には注目すべきであろう。

この判決において注目すべきこととして、Y₁らの指導・監督義務が条理上の注意義務であると指摘されていることもあげられる。ボランティアとしての子どもの活動の指導・監督に関して、指導者として社会常識的な責任を負うべきことを示しているといえる。

以上の三つの判決においては、善意のボランティア活動であっても事故に対する法的責任として損害賠償責任が肯定されている。判例1は典型的な子ども会活動としての一つの行事に伴う事故に関する事案であるが、判例2および3はいわゆるスポーツ少年団活動をめぐるもので、本来の目的であるスポーツ活動そのものではなく、スポーツ活動に付加的に加えられたレクリエーション活動の際に生じた事故に関する事案である。本来のスポーツ活動の際に生じた傷害であれば、判例3において被告側が指摘したように、少々の怪我として許容され、危険の引き受けという理論による免責が認められる場合もあったものと推測できるが、重大な結果をもたらすような場合まで、同様な判断がおこなわれるとは思われない。いずれにしても、これらの判例によって、自分自身では種々の危険に対する適切な判断能力を備えているとはいえない小学生を相手におこなう子ども会活動やスポーツ少年団活動等に関わるボランティアは、善意・無償の活動であっても、子どもの身体・生命の安全に配慮する責任があることが明らかとされた。

二 町内会活動に伴う事故と責任

高野和良が福岡県大牟田市でおこなった地域社会における種々の活動団体への参加状況に関する調査の結果によると、「自治会・町内会・隣組」の活動に「参加している」人は七四・三％に達しており、次に「公民館」活動への参加の五四・六％が続いている。⁽²⁶⁾この二つへの参加は、他の団体への参加率に比べ、きわだつて高い数値を示しており、他の団体への参加は三〇％以下の数値となっている。⁽²⁷⁾この調査結果によれば、ボランティアなどの活動への参加は地域に密着した活動であるほど高いことがうかがわれる。しかし、逆に、このことから、町内会や自治会活動への参加が単に自主的・自発的な意思に基づくものではなく、近隣とのつき合いへの配慮から心理的に参加が強制されていることを示しているのではないかと推測される。したがって、町内会活動や自治会活動への参加を単純なボランティア活動と位置づけることは適切ではないかもしれないが、少なくとも地域に密着した地域活動として、公民館活動と並んで広くおこなわれているものであり、また、町内会や自治会のおこなう種々の行事・活動への参加は無償でなされるものであり、その意味から一種のボランティア活動と位置づけることができるであろう。

このような活動に伴って、参加者が何らかの事故に巻き込まれて、被害者となったり、加害者となったりすることはありうる。そのような場合に、どのような責任問題が発生することになるかについては従来ほとんど問題とされていなかった。⁽²⁸⁾鹿児島地裁平成元年五月二十九日判決（判例4）は、町内会活動に伴って起こった事故に関する初めての訴訟判断である。本件は、B町内会が行った草刈りの奉仕作業中に参加していた主婦A（当時五八歳）が傾

斜地から転落して頭を打ち死亡したという事故をめぐって、Aの夫 X_1 および子ども X_2 、 X_4 がB町内会の会長であったYを相手に民法七〇九条の不法行為に基づく損害賠償を請求したという事案である。本件訴訟提起の本来の目的は、別の点に存していると X_1 らはその事情を次のように主張している。事故当時、 X_1 らの居住していたC市は、市内のボランティア活動を行う住民団体の指導者が行事運営に際して活動参加者および第三者に損害を被らせた場合に備えて、指導者が負担することのあるべき損害賠償義務を填補する目的で、市の出損で損害賠償保険（ボランティア保険）契約を締結していたが、契約保険会社Dが本件事故につきYの責任を否定して保険金の支払いを拒絶したため、損害賠償保険の適用の前提としてYの過失責任の有無を明らかにする必要から、不本意ながら X_1 らが提訴せざるを得なかったと説明している。

X_1 らは本件草刈り作業におけるYの責任原因として次の点を指摘している。まず、本件草刈り奉仕作業について、Yが町内会長として、対象区域の選定、人員の配置、作業内容、作業手順、危険防止措置、注意事項の設定、参加者への注意事項等の周知徹底などを自分で決定し、または影響力を行使することができる立場にあったことを指摘し、同時にAが転落した傾斜地の事故現場付近は、高さが約七メートルあり、その上部約三メートルは傾斜角度約四〇度の草付き傾斜地で、下部約四メートルは傾斜角度約六〇度の石垣から成っており、下はコンクリート舗装の歩道があり、作業者が転落する危険性が高い場所であることを指摘している。 X_1 らの主張は、このような危険性が見える場合に、Yは事故が発生しないように配慮する義務があったにもかかわらず、その注意義務を怠ったというものである。具体的には、第一に、Yは、一般住民がおこなう本件草刈り奉仕作業の対象区域に危険性の高い本件事故現場を含めるべきではなかったにもかかわらず、危険性の高い本件傾斜地を草刈り作業の対象区域に含めた過失があったとしている。第二に、仮に、本件傾斜地を含めたこと自体に過失がないとしても、Yは対象区域の

地形や作業の難易、参加者の能力等を総合勘案して、危険性の高い本件傾斜地には熟練者を選別してあてるなど適正な人員配置をして、また命綱の装着などの危険防止策を講じて、参加者に周知徹底させるべきであったにもかかわらず、漫然と地域住民を草刈り作業に動員した過失があったと指摘している。第三に、Yは責任者として草刈り作業の現場に自ら立ち会うなどして参加者の作業の監視、監督をして、作業内容の変更や作業場所の配置替えなどの適切な指導をおこなうべきであったのに、作業現場を離れて、指導を尽くさなかったという過失があったと主張している。

このようなX₁らの主張に対して、Yは次のように反論している。まず、本件事故が起こった傾斜地は、本件草刈り奉仕作業の対象区域外であり、危険性が高いため例年危険作業に熟練した住民四、五名が当該傾斜地の所有者に協力して草刈り作業をおこなっているもので、町内会で呼びかけておこなったものではないことである。次に、町内会は住民に強制力を持たず、本件草刈り奉仕作業には不参加者に対して金銭的負担を課したりしておらず、参加は住民の自由に委ねられているのであって、作業の分担は参加住民各自の判断によっておこなわれており、Yには草刈り作業の人員配置等をおこなう権限はなく、またそのような配慮をする注意義務も存しないということである。さらに、危険箇所では梯子や命綱用ロープを使用する趣旨で、それらを持参するよう呼びかけ、住民に対して事前に危険防止を呼びかけるなどして、Yは危険防止のための注意義務を尽くしていたと主張している。

このような両者の主張に対して、判決は、次のように述べて、Yの損害賠償責任を否定している。町内会について、⁽²⁹⁾「会員相互の親睦を図り明るく住みよい町作りを目的とする住民団体であり、その活動は、住民の総意に基づき、住民の参加、協力を基礎にしつつ、町内会長以下の役員の無償に近い役務提供により支えられているものである」と指摘し、同時に、草刈り作業の内容からして、その危険性の有無や程度の判断をおこなう能力は参加住民それぞれ

れに十分あったと考えられ、その判断能力については町内会長や役員と参加住民の間に優劣は見出し難いと述べたうえで、本件草刈り奉仕作業における危険防止のための責任の分配については町内会長が全面的にその責任を引き受けているとみるのは相当ではなく、むしろ参加者各自がその責任において自己の能力に見合った場所や作業内容および方法を判断して作業をおこなうことが期待されているというべきであるとしている。したがって、町内会長には、住民による安全な作業が極めて困難な場所を作業対象区域に含めないように配慮する注意義務があるが、そのような場所でない限り、事故防止のために必要な用具を備えさせ、これを用いて作業するよう働きかけるなどの一般的な注意義務があるにとどまると判断している。そして、本件事故が起こった傾斜地については、安全な作業が極めて困難な場所とはいきれないこと、さらに、当該の傾斜地が本件草刈り奉仕作業の対象区域の中では危険性の高い場所であったことはすべての住民が容易に判断できていたため、その草刈り作業は例年他の場所の草刈りが終了した後で、傾斜地の草刈りに慣れた者によっておこなわれていたことを指摘し、Yがあらためて具体的に本件傾斜地の草刈り作業について分担を決めて、参加住民に周知徹底させる義務はなかつた旨を述べている。

この判決においては、町内会長の仕事が無償の奉仕に近いことが、判決の結論を左右しているものと思われる。その無償性のゆえに、町内会長の活動について特別な能力が要求されるわけではなく、草刈り作業の安全性の確保についても町内会長は一般的な注意義務があるにとどまり、個別的な安全配慮義務は存しないと判断している。また、町内会長と地区住民各自の町内会活動に関する判断能力の差はないことも重視されており、住民それぞれが大人として十分な判断能力を有しているとして、自分自身の行動についての配慮を自分自身でおこなうことを求めているともいえる。ここには、判断能力が十分ではない子どもに対する保護を考慮しなければならぬ子どもも会活動における大人の責任のあり方との違いがあらわれている。町内会活動における町内会長や役員の責任のあり方と、

子ども会の会長や役員の実任のあり方は異なっている。また、町内会のような地域活動に関するボランティアに参加する住民は、少なくとも自己の身体・生命に対する危険や侵害行為については自己の判断で危険の回避に努めべきことが指摘されており、そのための判断能力を十分有していることがその前提となっている。

三 ホームヘルプ活動に伴う事故の責任

老人ホームや病院などの施設における活動や、在宅の一人暮らしの高齢者や介護を要する高齢者に対するボランティア活動は、最近のボランティア活動の中心を占めているといえる。⁽³⁰⁾ また、高齢化の進行に伴って、高齢者などへの「介護の社会化」が求められる状況となり、このための人材の確保が重要な課題となり、一方で、福祉専門職としての社会福祉士や介護福祉士制度を設け、その人材の養成と確保が進められている。他方で、在宅の高齢者等の家事援助や介護のための人材としてボランティアを動員する目的で、政府の積極的なボランティア活動推進策が展開されている。⁽³¹⁾ もともと、ホームヘルプ活動はボランティア活動の一つとして自発的に始められたものだが、これを各自治体がホームヘルプ事業として制度化し、一九六三年の老人福祉法の中で国の制度として位置づけられるようになったという事情がある。当初のホームヘルプ事業は、低所得の高齢者世帯に対する家事援助として始められたが、一九八〇年代以降、介護サービスが含まれ、所得制限も取り除かれるに至った。このような状況の中で、ホームヘルプサービスの需要が高まり、ホームヘルプ事業の民間委託の推進とホームヘルパー確保のためのボランティア活動振興策が展開されることになった。それ以降、ホームヘルプサービスの主力は、市町村の社会福祉協議会をはじめとする民間団体の非常勤ヘルパーや登録ヘルパーに移っていき、ボランティアとしてのホームヘルパー

が、研修等を受けて、ホームヘルプサービスを担うようになってるのが現状である。⁽³²⁾

ホームヘルプ活動に伴う訴訟はほとんど見られない。しかし、このことは、ホームヘルプ活動に伴う事故等がないことを意味しているわけではない。国民生活センターが、一九九七年一〇月に首都圏でおこなった調査によれば、ホームヘルプ活動の際に、派遣された家庭において、ホームヘルパーが物を破損したり、車椅子の乗降や移動などの際に高齢者がけがをしたりしたことが多々あることがわかる。⁽³³⁾そして、これらの事故や損害について、自治体や社会福祉協議会の常勤または非常勤ヘルパーは職場の上司等に報告ないし相談している割合が高いが、家政婦や登録ヘルパーの場合には誰にも相談していない割合が高いという結果が出ている。また、その損害については、その被害者であるホームヘルプサービスの利用者が負担し、賠償を求めなかったケースが多いが、賠償がされた場合でもヘルパー個人が賠償している例が多く、「職場が弁償した」数はその半数程度である。ホームヘルパーが起こした事故等による損害について、ホームヘルプサービスの利用者としては、損害が軽度の場合には賠償を求めにくいし、また善意のサービスについて責任を追及しにくいという事情があるものと思われる。

そのような状況の中で、介護保険制度の実施を前に、東京地裁平成一一年三月一六日判決、いわゆる「世田谷ホームヘルパー事件」訴訟判決（判例5）⁽³⁴⁾が出された。この事件は、障害者家庭に派遣されていたホームヘルパーがホームヘルプ活動をおこなっていた家庭の預貯金等を着服し、被害者がホームヘルパーの派遣事業の実施主体である世田谷区に損害賠償を求めたという事案に関するものである。加害者となったホームヘルパーは、区が直接派遣する職員ヘルパーではなく、家政婦紹介所に登録されている家政婦であり、民間人であった。判決は、この違いを根拠として、区の損害賠償責任を否定したものである。ホームヘルパーが何らかの事故または事件を起こした場合に、誰にどのような責任が生じるのかを考える際に、重要な先例となるものといえる。

判決によれば事件の事実関係は次のようなものである。Xは、昭和五三年ころ糖尿病に罹患したことが原因となつて右目を失明し、平成元年二月に障害等級二級相当の障害の認定を受けた視覚障害者であり、その後障害一級の認定を受けるに至っている。Xの夫Aも障害等級一級の認定を受けた視覚障害者であった。XおよびAはともに目が不自由な状態であり、日常生活に支障が生じていたことから、昭和六三年八月ころに、AはY（世田谷区）のB福祉事務所に対して、家庭奉仕員の派遣の申し出をおこない、同事務所はAとXの世帯の状況を調査した上で、週一回家庭奉仕員を派遣する旨決定し、八月二四日から実施した。その後、B福祉事務所は、AおよびXが失明状態での生活にも慣れ、精神状態も落ちついてきたことから、平成元年一月一九日に、家庭奉仕員の派遣を家事援助者の派遣に変更する旨決定し、一月二四日から、C家政婦紹介所に登録されていた家政婦であるDがXらの家庭を週二回訪問するようになった。以後、平成三年四月一日に、B福祉事務所が家事援助者の派遣を再度家庭奉仕員に変更する旨を決定するまでの間、DはXら宅を訪問し、洗濯、清掃、生活必需品の買い物などの家事に従事していた。昭和六三年当時、Yは重度の心身障害のため独立して日常生活を営むのに支障がある心身障害者を抱えた家庭に対して、家庭奉仕員を派遣し、家事、介護等の日常生活の世話をおこなう「心身障害者家庭奉仕員派遣事業」を実施していた。その要領等によれば、定期的派遣を必要とする低所得世帯および区長が特に認めた世帯にはYの常勤職員である「家庭奉仕員」（公務員ヘルパー）を派遣し、それ以外の世帯には家政婦紹介所に登録され、Yに届出をおこない、研修修了証の交付を受けている家政婦である民間人の「家事援助者」（家政婦ヘルパー）が派遣されることとなっていた。それぞれの家庭にいずれのヘルパーを派遣するかの選択は、派遣回数やサービスの内容などとともに、Yの区長が申し出のあった障害者の身体的状況や世帯の状況等を勘案して決定するものとされていた。

AおよびXに対する介護サービスの内容を家庭奉仕員の派遣から家事援助者の派遣に切り換える決定をした際

に、Yの職員であるケースワーカーのEがA宅を訪問し、Xに対してその旨を伝え、家事援助者の派遣についての費用はYが発行する介護券によって支払われることになるので、その交付の申請の手続きをすること、交付を受けた介護券を家政婦からサービスを受ける都度、一枚ずつ渡すことなどを説明し、Xはこれを了承した。その後で、EはC家政婦紹介所に対して、X宅への家政婦の派遣を依頼した。これを受けて、C家政婦紹介所はDを派遣することとした。こうして、Dは毎月八回ないし九回の頻度でX宅へ赴き、家事に従事し、その都度介護券の交付を受け、これによりC家政婦紹介所から賃金等の支払いを受けていた。この間に、平成元年一月にAが入院し、Yは援助の対象をXのみとする変更決定をおこなった。Xらは視覚障害者であったため、銀行預金口座から生活費を引き出すことが困難であった。そこで、XはDがYから派遣されたホームヘルパーであったため、Dを信頼して、平成元年七月ころには、銀行預金口座から生活費を引き出すこと、重要書類を貸金庫に預けること、書面に代筆すること、公共料金の支払いをすること等をDに依頼するようになった。DはXが自分を信頼していることを奇貨として、XおよびAに無断で銀行預金を引き出し、定期預金の解約などをおこない、生命保険契約の解約返戻金を着服し、Aの死亡によりXに支払われた生命保険金を着服するなどして、総額二、二〇〇万円近い損害をXに与えた。事件発覚後、Dは二五〇万円余の賠償をおこなっている。Xは、これらの損害に、慰謝料および弁護士費用を加えて、Yを相手に二、六〇〇万円余の損害賠償を求めたわけである。その根拠として、第一に国家賠償法一条の責任、第二に民法七一五条の使用者責任、第三に公法上の契約の債務不履行責任、第四に制度改善懈怠に基づく不法行為責任を選択的にあげている。

判決は、本件事業の仕組みと法律関係を検討した上で、家事援助者の派遣については、Yは介護券の交付によって利用者の家政婦に対する費用を助成する制度として理解し、Yとこの制度の利用者との公法上の契約関係に基づ

くYの基本的な債務は介護券の給付にあるとし、Yの決定したサービスについては別に利用者と家政婦との間でサービス提供契約が締結されると解すべきと述べている。したがって、介護券の給付以外の契約上の債務をYはXに對して負わず、また、家事援助者はYの履行補助者でもないし、公権力を行使する公務員にあたるとも言えないとして、Xの主張を排斥している。さらに、民間の家政婦紹介所に依存する方策においては、家事援助者の業務の遂行についてYが指揮・監督をおこなうことができる範囲には限界があることは承認せざるをえず、家事援助者の不法行為をYが未然に防止するには不十分であることは否定できないことは認めながらも、本件事業の実施に当たって家事援助者の派遣は現状では不可欠な手段であり、自治体の福祉サービスの人的資源の制約という側面からすれば、本件事業に制度的欠陥があるとまではいえない旨を述べている。仮に、Xの主張が一般的な福祉行政サービスの問題点として理解することはできるとしても、Yが家事援助者の業務実施状況を把握し、家事援助者を指揮・監督する方法や制度のあり方などについて現実性を持った具体的な指摘がなされていないとして、本件事業の制度的欠陥とDの不法行為との間の因果関係についての具体的説示を欠くものであり、抽象論の域を出ないと評せざるをえないと述べ、Xの主張を排斥している。

このように、民間人の家事援助者の派遣と公務員である家庭奉仕員の派遣とを法的に区別すると、結果的に同一の派遣事業でありながら、自治体が負う法的義務に差が出てくる結果となる。利用者にとっては、自らの選択によって派遣されるホームヘルパーが決定されたわけではなく、自治体の決定によってそれが決まるという仕組みのもとでは、不合理であるという批判は十分に納得しうるものといえる。⁽³⁵⁾少なくとも、自分が利用するホームヘルパーの雇用形態が異なるものかによって、事故等が生じた場合の責任のあり方が異なるというのは、利用者の側からすれば不合理であることは明らかであろう。介護保険制度のもとでは、利用者が自分で選択してどのようなヘルパー

ーを利用するかを決定できるという仕組みになるとしても、地域によっては選択の余地のない場合もあろうし、民間企業等の参入がどの程度になるのかも不透明であり、自治体の職員としてのヘルパーが減少し、ボランティアとしての登録ヘルパーが増加する社会状況の中では、自分の判断でヘルパーの派遣先を選ぶことが保証されるとは限らない。営利的団体に属するホームヘルパー、公的なヘルパーや社会福祉協議会などに属する行政補完型ヘルパーに加えて、草の根型ないし互助型のボランティア団体のヘルパーなど、ホームヘルパーの雇用形態のみならず、ホームヘルパーを派遣する団体の特徴もさまざまであるから、その責任構造は必ずしも一元的に把握されるとは限らない。ホームヘルパーの活動の中で、有償か無償か、パートや家政婦などの労働行為かボランティア行為か、という要素が複雑にからみあつて、さまざまな形のホームヘルパーがあらわれ、無償性と有償性とはミックスした構造となりつつある現状では、⁽³⁶⁾ホームヘルパーの位置づけそのものが問われており、その責任や所属する団体・組織の責任を一元的に論じることが難しくなっているのは事実である。

ホームヘルパーを派遣する団体の責任のあり方と同時に、ホームヘルパー自身の責任のあり方も検討されなければならない。ホームヘルパーの仕事の内容は、食事の準備、掃除や洗濯などの家事援助や、場合によっては介護であるが、いずれの場合にあつても、買い物などを依頼されて現金を預かるようなことは、日常的な家事の一つとして普通におこなわれており、状況によっては、ホームヘルパーが預貯金の通帳を預かつて預貯金を引き出すこともおこなわれている。先述の国民生活センターの調査でも、「買い物以外の金銭は預からない」と答えたヘルパーも多いが、自治体の職員ヘルパーでは、五〇・〇%、⁽³⁷⁾社会福祉協議会のヘルパーの中では、二七・二%の割合で「預貯金の引き出しをすることもある」と回答している。これを見ると、ヘルパーが金銭を預からなくてはならない現実があることは明らかである。預貯金の引き出しや通帳の預かりなどは、本来のホームヘルパーの業務ではない以上、

法律上は、個人として預貯金の引き出しを依頼され、あるいは個人として通帳の保管を依頼されたことになり、その責任は自分自身で負うべきことになる。ホームヘルプ活動に携わる人は無償で活動に従事しているわけではなく、登録ヘルパーなどはいわゆる「有償ボランティア」である人が多い。しかし、いくら報酬があるからといって過大な責任を負わされることになれば、そもそもホームヘルパーになる人が減少してしまうだろう。この責任を賠償責任保険等でカバーすることは当然考慮されるだろうが、ホームヘルプ活動に伴う問題を整理した上で、ホームヘルプ活動に携わる人に、仮に善意によるボランティア的活動であつても、自分の行動に関する責任の自覚と問題が生じた場合の処理方法も認識しておく必要がある。

その一方で、本件のように、自分では預貯金の出し入れや管理をできない高齢者等がいることも現実である。高齢者の財産管理に対する問題は以前から指摘され、その検討が求められてきたことは言うまでもない。⁽³⁹⁾このことから、東京都の社会福祉協議会をはじめとして、大阪府などでは、預貯金の引き出しの代行などの金銭管理、証書や書類などの保管などのサービスを提供しているところもあらわれている。⁽⁴⁰⁾東京都では、一九八三(昭和五八)年に中野区が一人暮らしの高齢者のための財産保全サービス事業をはじめて以来、府中市社会福祉公社が一九八七(昭和六二)年度に、千代田区が一九八八(昭和六三)年度に順次サービスを開始するなどして、次第に東京都下の各市区等へ広がっている。⁽⁴¹⁾さらに、大阪府では、一九九七(平成九)年に府社会福祉協議会が大阪後見支援センター(通称・あいあいねっと)を開設し、大阪府および枚方市の社会福祉協議会と提携して「経済生活支援サービス」として高齢者等の財産管理・保全のサービスを開始し、大阪府下の各市の社会福祉協議会・社会福祉公社の事業として広がりをもせている。⁽⁴²⁾このような財産管理や金銭管理の問題とともに、介護保険制度の実施に伴って、サービスの選択等について判断能力の不十分な高齢者等が契約できずに、サービスを受けられなくなるのではないよ

うに、国は一方で禁治産者・準禁治産者制度を見直して、新しい利用しやすい「成年後見制度」の法制化をめざし⁽⁴³⁾ており、また、判断力が不十分な高齢者などの財産上・福祉上の権利を保護するための制度の創設をおこなっている。⁽⁴⁴⁾

四 ボランティア行為の構造と責任

以上において、ボランティア活動等に伴う判例を中心に検討してきた。ボランティア活動が基本的に善意の無償の活動であるとしても、それだけを理由にしては免責されないことは明らかとなった。しかし、以上で検討したボランティア行為については、それぞれ差異がある。

子ども会やスポーツ少年団のような子どもの活動を指導する大人の活動については、ボランティア行為の行為者と対象者との間に「保護する者」と「保護される者」という相互には置き換えられない関係性が存在している。したがって、大人であるボランティア行為者は対象者である子どもの行動に関して種々の注意を払うことが必要となる。子ども会活動のような子どもを対象とするボランティア活動に関しては、対象者が判断能力が不十分な子どもであるということから、ボランティア行為者は大人として十分に子どもの行動に注意を払うなどの注意義務が課されるということである。その場合であっても、損害賠償責任の範囲が減少することも判例の傾向である。判例1および判例3においては、特にそのことが明白であり、過失相殺という手法を用いてではあるが、損害賠償額を減額させている。実際には、善意のボランティアであること自体が評価されているにもかかわらず、法律論は被害者（子ども）側の過失割合を認定して、それを根拠に減額している。不法行為法上は、損害賠償額の減額はこのような手段によるしかないことによる。善意の行為であることによって、行為の違法性を減じてしまうと、責任そ

のものを否定する論理を展開しなければならなかったために、損害の公平な分担という損害賠償の目的そのものから判決の結論が導き出されているように感じられる。厳密に検討すれば、過失と違法性をめぐる不法行為法解釈の問題につき当たると、判例2では、損害の算定そのものの判断にボランティア活動の善意性が影響を与えているように思われる。すでに指摘したが、賠償額は被告とされた加害少年の両親と少年団活動の指導者が示談交渉において提示した額とほぼ同じであり、賠償責任が認められたものの、賠償額の算定において被告側の訴訟外の主張をほぼ認めたと同じ結果となっているからである。

これに対して、町内会活動においては、構成員は地域住民として相互に対等な立場で会の活動に関わっており、その役員とそうでない構成員との間に子ども会活動の場合のような「保護者対要保護者」という非対称な関係性は存在しない。町内会や自治会等の役員は多くの場合、いわゆる持ち回りで順送りされる場合が多く、その他の団体に比べて役員経験者の割合はかなり高い⁽⁴⁵⁾。したがって、住民はいわば「お互い様」である儀礼的活動として、町内会の諸活動に参加しているものと考えることができる。ここでは、構成員である各住民は相互に置き換えられる対等な当事者として活動に参加することになる。とりわけ、判例4で見られた地域の清掃活動のような行事においては、活動に伴う危険の回避について行事を決定した役員に一般的な注意義務が存在するとしても、具体的に参加する住民各自に対して安全を配慮する個別的義務が存在すると判断されるわけではなく、住民各自が自分の判断によっておこなう行動に関して自分で責任を負うこととなるのは仕方ないと考えられるわけである。活動への参加は、何らかの心理的強制はあるにしても、まさにボランティアとして活動に加わるのであって、そこには、自己の行動に対する自己責任の原則が貫徹されることになる。判例4では、町内会の草刈りというボランティア活動に参加した住民それぞれが大人として自己の身体や生命の安全に配慮する具体的な注意義務があることを強調して、町

内会の代表者には一般的に参加者の安全に配慮する注意義務があるにすぎないことが示唆されている。ここでは代表者の無償性が大きな影響を与えている。

ホームヘルプ活動は、その行為自体の特性として、「援助する者」と「援助される者」が固定化される。その両者の間には、互換性がなく、子ども会活動のように大人と子どもと同視できるような保護的關係が存在する。したがって、ホームヘルプ活動そのものからすれば、ホームヘルパーは利用者の身体・財産等の安全について個別的・具体的に配慮する義務を負うことになるのは当然である。また、利用者は制度の利用にあたって利用料を支払っていることもあり、ホームヘルプ行為そのものが無償とは限られない場合もあるため、ホームヘルパーの善意による自主的行動であっても、ホームヘルパーとしての注意義務の存在が否定もしくは軽減されると考えるのは難しい。支援を要する者に対する援助をその者の家庭に向いておこなうものである以上、要援助者の身体および財産等に対する安全配慮義務は具体的な行動に伴って発生し、ホームヘルパーは具体的に注意することが要求される。しかし、ホームヘルプ事業をおこなう組織体が、自治体、社会福祉協議会、民間企業、ボランティア団体などさまざまであるため、その注意義務の程度や団体・組織の責任のあり方が異なってくる。⁽⁴⁶⁾ホームヘルプ事業に加わる組織や団体が多様であるのは、自治体自身が提供できる常勤のヘルパーが少ないため、ニーズに対する人材不足からパートやボランティアのヘルパーに依存せざるをえない実態があるからである。このように、ホームヘルプサービスの提供主体は多様化し、サービスの決定機関と実施機関が分離することになり、その責任の枠組みが実施主体によって異なる。また、実施主体が自主的におこなうサービスであるか、自治体から委託を受けておこなう事業であるかによっても、責任のあり方は異なると考えられている。判例5はそのことを明らかにしたことになる。判例5では、ホームヘルプ事業の制度の仕組みから、事業の実施そのものとヘルパーの監督責任とを分離し、事業の実施主体であ

る自治体の責任の範囲を限定している。そして、被害者である高齢の視覚障害者に自己の金銭管理について自己責任を負わせた結果となる。判決の結論は、ホームヘルパーの業務ではない預貯金の引き出しや通帳の保管などを信頼すべきでない者に委託したこと自体について、自己の判断の責任として自己で負うべきとしたことになる。この事件の被害者が自身で預貯金の引き出しができないような状態にあったことを考慮すると、判例5のような結論が妥当であったかどうか疑問がある。また、自治体と利用者との関係を契約としてとらえた場合にも判例5のような理解でいいのかどうか、疑問が残る。

ホームヘルパーの活動が他人の家庭に入って、必要な援助的活動をおこなうものである限り、そのような自覚を持って行動することがホームヘルパーに求められるのであり、自己の行動に関する責任のありようを十分に認識しておくべきことは確かである。ヘルパーの派遣が自治体の事業として委託されるものであれば、利用者としては、自己の家庭に派遣されて来るヘルパーがどのようなヘルパーであるかはほとんど問題とならないだろうから、利用者が自覚的にボランティアとしてのヘルパーを利用するような場合を除いて、ヘルパー個人の行為の不法行為性は変わらないものと考えられる。同時にヘルパーを派遣する団体・組織にも、ヘルパーとしての行為に対する理解を欠く者をホームヘルパーとして雇用・登録することにならないような配慮は少なくとも必要であると思われる。その意味では、ホームヘルパー個人の責任とは別に、当該のホームヘルパーの属する組織や団体には少なくともホームヘルパーの採用・教育・監督についての注意義務が存すると考えるべきであるように思われる。利用者の側からすれば、注意義務の程度がそれぞれの組織や団体によって異なるというのは納得し難いものであろう。

しかし、新しいボランティア観の広がりの中で、ホームヘルプ活動を固定的な援助的行動ととらえるのではなく、相互的な互換性を有するボランティア活動ととらえる動きが広がっている。いわゆる住民参加型福祉サービスの広

がりである。⁽⁴⁷⁾従来型の無償性を原則としたボランティア活動とは異なり、ボランティアに参加する人の主体的・自発的な意識を基盤とした会員制、互酬性、有償性を特色とする組織的・システムの活動が強調され、助け合いの精神に基づき、ボランティア行為者と要援助者の関係を対等な関係として位置づけるものである。⁽⁴⁸⁾このような新しいボランティア観に基づくホームヘルプ活動の場合でも、具体的な行為時点においては、行為者と対象者との関係では「援助する者」と「援助を受ける者」という関係性が存在している。しかし、労力預託や時間貯蓄制度という考えを導入することによって、現在の「援助する者」に、将来の「援助を受ける者」としての権利を与えることによつて、いわば「順送りの相互扶助」活動として、ホームヘルプ活動を位置づけようとしている。⁽⁴⁹⁾このようなホームヘルプ活動は、町内会活動と同様に互換性を持つものと理解することができ、同時に地域社会の活性化を図ることもできるものとして評価されている。また、このような考えによれば、ボランティア行為を援助を受ける者に対する自立支援行為と位置づけ、要援助者が一方的に援助を受けるのではなく、ボランティア行為の目的を自立援助に置くことになる。⁽⁵⁰⁾その意味において、ボランティアは困った時のお互い様の活動として位置づけられることになる。もちろんこれは将来にわたる時間の中の互換性・相互性である。したがって、その相互性が強調されるとしても、現時点におけるホームヘルプ活動に伴う一般的あるいは具体的注意義務の程度が左右されるわけではないであろう。しかし、援助を受ける者も自立した個人として自分自身でおこなう行為については自分でおこなうことが求められることになれば、自己の行動について自己でできる範囲で責任を負うべきことになり、自分自身の行動について必要な範囲で注意義務を負うことになる。このような視点からは、もし要援助者に何らかの損害が生じた場合でも、要援助者の過失が判断され、損害賠償額が減額されるという子ども会活動に関する判例のような考えが一般的に通用する可能性もある。

また、ボランティア活動の広がりには、子どもに関連する事柄であっても、地域的な活動に関する事柄であっても、従来の子ども会活動や町内会活動とは異なる新しい活動を生んでいる。たとえば、児童虐待が社会的に注目を集めているが、児童相談所を中心とする現行の子どもの保護システムの限界が主張され、児童福祉のあり方が根本的に問われている中で、私的な支援活動が展開され、社会的なネットワークの構築が目指されている。その他にも、不登校などの問題について、同じ悩みを持つ親などが集まって、フリースクールを開設するなどして、子どものさまざまな問題に対処しようとしている。また、ゴミ問題や環境問題への意識の高まりから、ゴミの減少や資源の再利用などを訴え、実行する市民の自発的な活動などもあらわれている。これらの活動は、行政または公的な活動だけに依存するのではなく、自発的に自分たち自身の問題として取り組もうというものである。このような活動に限らず、さまざまな分野で自発的・自主的な活動が生まれ、人が集まっている。そのようなボランティア活動は新しいボランティア観によって支えられている。そのようなボランティア活動では、一方的に援助する者が援助される者を助けるという意識によって成り立っているわけではない。お互いに助け合うという意識、つまり援助の相互性という視点を欠くことはできない。現実の支援活動に際して、両者の関係が援助する者と援助される者という関係になるとしても、両者の意識は対等であるということである。このような意識の下で、ボランティア行為者に援助される者に対する具体的・個別的注意義務を高度な水準で要求することは一般的な感覚からすれば、不適切である。このような観点からすると、判例1の事件に関する刑事裁判における過失判断の前提としての注意義務の理解が参考になるように思われる。第一審判決はボランティア行為者に高度の法律上の職務活動に等しい注意義務を要求したが、第二審判決は自主的な活動団体の指導者としての注意義務の範囲や程度を自己の視野で注意することができ(51)る範囲に限定している。判例2における注意義務の判断は同様である。子どもの監督に関する一般的な注意義務と

は別に、当該の状況において具体的に損害を防止しえた可能性をとらえている。ここでは、いわば結果回避可能性が具体的な注意義務の存在を引き出したことになるが、被告が指導者として自己の視野で具体的に注意できる範囲に限定していると解することができる。また、職務としておこなう行為に要求される注意義務の範囲や程度と、任意の自主的な活動に伴う注意義務の範囲や程度は異なるというのが刑法上の有力な学説であるが、民事上の損害賠償責任の判断についても、同様に考えることができるものと思われる。子ども会活動などに関する判例の流れからすれば、善意の活動であることのみを理由として注意義務の程度の軽減を認めているわけではないが、具体的な状況において当事者が自己の能力に応じて注意義務を負うと考えることは不自然ではないだろう。ボランティア行為者に専門的な職業について要求されるような高度の知識や技術を要求することは不可能である場合もあるものと思われるし、ボランティア行為者に要求される注意義務の程度は本人の判断力・実行力・経験などによって異なるものと考えざるをえない場面があるものと思われる。たとえば、中学生や高校生が老人ホームに出かけて、入所の高齢者の世話をするという場合、専門的な教育を受け、十分な経験を持つ人が無償で世話をする場合、また有償でボランティアとしておこなう場合など、同じボランティアであっても各自に要求される注意義務の程度は異なってくることになる。そうであれば、同じボランティアであっても、そのボランティア行為者の個人的能力や活動の趣旨によって、判断が異なってくることを認めないわけにはいかないように思われる。したがって、利用者の側からすれば不合理と感じられるかもしれないが、同じホームヘルプ活動であっても、ホームヘルパーの責任の範囲は異なってくることを認めざるをえない。不法行為法の一般的な理論からすれば、その職務の危険性等に伴って注意義務の範囲や程度が異なることは認められても、各個人の知識・経験・能力によって注意義務の程度が異なるというのは理解しにくいと考えられるが、現実のホームヘルプ活動などではそのような配慮をせざるをえないものと思わ

れる。過失の存否の判断について、行為者の行為のもたらす危険性の程度と損害回避可能性の程度を勘案すると同時に、行為者の主観的態様を考慮する必要がある。⁽⁸³⁾

そのように考えていくと、このような形の新しいボランティア活動が増加する傾向の中で、ボランティア行為者の何らかの行動によつて、対象者その他の人に損害が発生した場合の対応策をそれぞれの団体・組織は検討しておく必要がある。責任を個人や自主的団体が負うには過大なものとなることもあると思われるが、傷害保険や賠償責任保険の加入だけではなく、普段から危機管理のための学習・講習を通じて、自己の行動に関する責任を自覚させるように心がけておくべきであることは指摘できる。このような場合に、ボランティアとしての具体的な注意義務の内容や程度をどのように理解すべきか、当該のボランティア行為者の属する団体の責任をどのように把握すべきかという問題を具体的に検討する必要がある。従来、裁判において問題とされた事件の中には、新しいボランティア活動はあらわれていない。特定の市民活動やボランティア活動をおこなう団体がNPO団体として法人格を取得することによつて、団体としての責任帰属は明確になるといえる。その場合にあっては、個々のボランティア行為者の主観的な意識やその所属する団体の性質によつてその注意義務のあり方や責任の程度が異なると考えべきかどうかは慎重に検討する必要があるものと思われる。また、注意義務違反があった場合、損害賠償額の算定の際に、善意の行為を理由とする違法性判断の縮減や賠償額の減額という判例の手法をどう位置づけるのかという問題についてはなお検討の余地が残されているといつてよい。

むすび

善意に基づくボランティア活動であっても、その活動に伴って他人に損害を与えた場合には、その損害賠償責任そのものは否定されない。自分自身が事故にあつた場合であっても、自分で責任を負うべきであることになる。ボランティア活動に関する数少ない判例の結論はそのことを明らかにしている。従来型の善意によるボランティア活動については、判例は、具体的な注意義務違反があつた場合においても、ボランティア行為者の「善意」および「無償性」をよりどころとして、損害賠償額の減額を試みようとする傾向を示している。これに対して、新しいボランティア活動として注目される自発的活動をどのように考慮するのは、今後検討しなければならないことになるものと思われる。多くの論者がこのようなボランティア行為の有用性を評価し、また、NPOのような自主的団体の活動が社会的に評価され、推進される中では、そのメリットのみが強調されている。⁽³⁴⁾しかし、社会的活動に伴うデメリットもまた考慮のうちに入れるべきであろう。

前述のように、入江幸男は、ボランティア行為の自発性を「自分で状況を認識し、自分で価値判断を行い、自分の責任で行ふること」と説明している。ここにおける自分の責任が単に道義的な責任にとどまるのか、自己の行為によって生じた法律的責任を意味するのかは不明である。しかし、法律学の常識は、刑事責任や損害賠償責任も含まれると考えることになる。ボランティア活動を自分の意思に基づいておこなう者はその自己の決定や判断および行動について自分で責任を負うことを理解した上で、ボランティア活動への関わりを決定するべきであることになる。他方で、社会的有用行為がもたらすマイナス面をどのようにカバーするかというシステムを構築する必要性

がある。もちろん、保険システムはその一つであるが、ボランティア行為者が安心して活動に参加できるように、行為の場の安全性の確保・配慮をおこなうことや、ボランティア行為の対象者が安心して利用できるように、ボランティア行為者の育成や指導というシステムを構築することが、ボランティア団体やボランティア育成を助成する社会福祉協議会、自治体に求められることになる。ボランティア活動を社会的な活動として認知する限り、その活動を保障する大きな社会的システムが必要であることは言うまでもない。

いわゆる「社会福祉基礎構造改革」の流れが進む中で、介護保険制度の創設や成年後見制度の見直しがおこなわれている。この流れの特徴は、要保護者の自立とその支援の調和という点にある。一言で言えば、パターナリズムからパートナーシップへの転換である。このような視点から考えるとき、禁治産者制度の見直しに典型的に示されているように、近代法がその前提としてきた人間観が決定的な転機を迎えてきたように感じられる。労働法をはじめとする社会法諸立法が民事法の領域を越えて新たな法領域として認知され、借地借家法や消費者保護諸立法などが当事者間の実質的平等の理念の下で、近代市民法原則の修正として語られてきた。これらの傾向は、いわゆる社会的弱者に一定の権利を付与することによって、その保護を図るというものであった。これに対して、弱者に一方的な保護を画一的に与えるのではなく、必要な範囲で求められる保護を与えていこうという視点であり、同時にこれを担う支援者が公的なものとして固定されるべきではないという考えである。新しいボランティア観のもとでのボランティア活動の広がりとは、援助を必要とする者と援助する者との相互の関係の対等性・互換性を明らかにしつつある。このような考えの広がりの中では、一人の人間は不完全であり、完全ではないという視点から出発することになる。従来のボランティア活動は、より多くを持ちより完全なる者がより少なくより不完全な者を助けるという発想によって担われていたものといえる。これに対して、完全な人間ではないから、一人ではできないことがた

くさんあるから、できる人ができる部分を助け合おうという考えでのボランティアが増加している。人として十分であっても自分でできることもある、他人のためにできることもある、というのが新しいボランティア観である。近代市民法の下では、近代民法が前提とした権利能力を有し、行為能力を有する一人の「人」は自分の判断で自由に種々の行為をおこないうる完全無欠の人間であることになる。そして、行為能力を制限された無能力者は、一部には自分でおこないうる法律行為が認められるものの、基本的に一方的に保護を受ける対象となり、他方で自己で責任を負うには限界があることになる。保護する者と保護される者は固定され、相互の互換性は想定されていない。そのような考えが修正を迫られているといえる。ボランティア活動に参加する人々の自己の行為に対する責任のあり方、ボランティア団体の活動に対する責任のあり方を考える上で、近代市民法が予定した「人間像」の変容という視点を加味しておく必要があるように感じられる。⁽⁵⁵⁾

〈註〉

- (1) 一九九三年二月の総理府の世論調査の結果によれば、「ボランティア活動への今後の参加意向」について、「ぜひ参加してみたい」が七・六%、「機会があれば参加してみたい」が四九・九%であり、阪神淡路大震災以前からボランティアへの関心は高まっていたことがうかがえる。「自分を変える、社会が変わる」『ボランティア白書96-97』（社団法人日本青年奉仕協会、一九九七年）一頁参照。
- (2) たとえば、富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実』（日本経済評論社、一九九七年）四頁以下参照「富沢賢治」。もともとは、有名な経営学者であるドラッカーの分析が出発点と指摘されている。
- (3) 佐野章二「変革期の行政とボランティア」内海成治ほか編『ボランティア学を学ぶ人のために』（世界思想社、一九九九年）五

九〇六三頁参照。

- (4) 出口正之「震災以後のボランティア状況」前掲『ボランティア白書96―97』六五頁。
- (5) 朝日新聞一九九五(平成七)年四月二七日付け。
- (6) たとえば、坂本義和「相対化の時代」(岩波新書、一九九七年)四五頁参照。ボランティア活動を新しい市民活動と位置づけて評価し、これを通じて新しい社会システムないし市民共同体を志向する立場は近年一般的であるといえる。吉永宏「響きあう市民たち」(新曜社、一九九九年)五四―七〇頁参照。このような立場に対して、中野敏夫は、国家または社会が市民の自発性や自立性を逆用して、社会福祉などの分野におけるボランティアを利用している傾向に危惧を示している。中野敏夫「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」現代思想二七巻五号七二―九三頁(一九九九年)参照。
- (7) 田中建二「行政―NPO関係論の展開(一)」名古屋大学法政論集一七八号一四八頁(一九九九年)は、行政とは一線を画した非営利組織はまだ発展途上の段階にあり、「行政とNPOとの関係に関する議論は理論的なレベルでも実態的なレベルでも未発達である」と指摘している。
- (8) 津地裁昭和五八年二月二五日判決判例時報一〇八三号一二五頁。好意で預かった近所の子どもが近くのため池に落ちて水死した事故をめぐって、死亡した子ども両親が預かった夫婦のため池を管理している市、県および国を相手に損害賠償を求めた訴訟で、預かった夫婦の責任を一定の範囲で認めたものである。判決が報道された後にすさまじいほどの社会的反響を引き起こした。この一連の出来事については、かつて分析を試みたことがある。拙稿「近隣紛争をめぐる法意識について―鈴鹿市隣人裁判事件を契機として―」香川大学一般教育研究二四号一九頁(一九九三年)参照。
- (9) 津地裁昭和五八年四月二一日判決判例タイムズ四九四号一五六頁。
- (10) たとえば、田中尚輝「市民社会のボランティア」(丸善ライブラリー、一九九六年)八頁では、保険加入がボランティア活動の必須条件の一つとして位置づけられている。また、名賀亨「ボランティア活動を始めるにあたって」巡静・早瀬昇編「基礎から学ぶボランティアの理論と実際」(中央法規出版、一九九七年)一五三頁では、活動にあたっての留意点の一つとして、「安全対策

は怠りなく」と指摘されており、その対策に併せて、ボランティア保険の加入を勧めている。なお、一五四頁では、各市町村社会福祉協議会やボランティアセンターで加入できるボランティア活動保険が紹介されている。

(11) 朝日新聞平成十一年三月十九日付け等参照。

(12) 東京地裁平成十一年三月一六日判決賃金と社会保障一二五四号六四頁（一九九九年）。

(13) 早瀬昇「私にとつてのボランティア」前掲・巡静一・早瀬昇編『基礎から学ぶボランティアの理論と実際』三頁以下。

(14) 金子郁容『ボランティア』（岩波新書、一九九二年）一一五頁以下参照。

(15) 確かに、若者は自分の楽しみのためのボランティアというあり方を肯定的にとらえている。財団法人日本青少年研究所が一九九五年六月におこなった調査によると、「自分の楽しみのためのボランティアを」「とてもよいことだ」、「まあよいことだ」とする中学生・高校生が八割を越えている。前掲『ボランティア白書96-97』二二―二頁参照。

(16) 入江幸男「ボランティアの思想」前掲・内海成治ほか編『ボランティア学を学ぶ人のために』五〇―一四頁。

(17) 入江幸男「ボランティアの思想」前掲・内海成治ほか編『ボランティア学を学ぶ人のために』七頁。

(18) この裁判をめぐるのは、裁判による解決を疑問視する意見が多く見られ、ボランティアに道義的責任はあっても法的責任を課すべきではないとの声が強かったと言われている。古川祐士「子ども会活動中の事故と引率者の責任」季刊教育法五一号一四七頁（一九八四年）。このような感覚については、棚瀬孝雄の主張する不法行為責任の道徳的基礎と通じている。棚瀬孝雄「不法行為責任の道徳的基礎」同編『現代の不法行為法』（有斐閣、一九九四年）三頁以下。

(19) たとえば、長野地裁昭和五二年一月二二日判決判例時報八六七号一〇〇頁、札幌地裁昭和五三年六月二三日判決判例時報九一五号八〇頁など。

(20) 判例時報一〇八三号一四〇頁。

(21) 本件事故に関しては、Y₁について過失致死の刑事責任も追及されていた。第一審（津簡裁昭和五四年十二月六日判決）では有罪であったが、控訴審（名古屋高裁昭和五九年二月二八日判決判例時報一一一四号三頁）では無罪判決が出された。

(22) 前掲・古川祐士「子ども会活動中の事故と引率者の責任」季刊教育法五一号一五一頁は、「現行民法の明文からする限り、損害賠償額の算定にあたって斟酌されるのは過失相殺のみであり、そこに過失相殺の現実的運用に工夫をこらしてきた理由もある。本判決は、これとは別に違法性の程度をもって損害の公平な分相の一要素とした。この論拠については議論の存するところであろうが、本件に関する限りは、きわめて妥当な結論を導いたといえる。法理論と法感情の交錯する場面を、これによって調整したのであり、本判決の配慮を窺うことができる。一種の条理判決ともいいうる」と述べている。

(23) 判例時報一一二〇号八七頁。

(24) 判例時報一一八四号九七頁。

(25) 判例時報一一八四号一〇一頁。

(26) 高野和良「都市地域社会とボランティア活動」季刊・社会保障研究二九卷四号三五四頁（一九九四年）。

(27) 前掲・高野和良「都市地域社会とボランティア活動」季刊・社会保障研究二九卷四号三五四頁の表3によれば、これらに続いて「スポーツ・趣味・娯楽の団体・サークル」が三〇・九%、「同郷会・同窓会」が二六・六%などとなっている。

(28) 判例タイムズ七〇八号二一三頁。

(29) 判例タイムズ七〇八号二一八頁。

(30) ボランティア活動の対象者に関する全国社会福祉協議会の平成二年の調査によれば、「高齢者」四〇・五%、「障害者」二三・一%、「児童」八・七%であり、「高齢者」を対象とするボランティア活動が主流であることがうかがえる。大塚保信「高齢者問題とのかかわり」前掲・巡静一・早瀬昇編「基礎から学ぶボランティアの理論と実際」四五頁参照。

(31) 政府は、高齢者への介護サービスの不十分さを補うために、一九八九年にいわゆる「ゴールドプラン」を策定し、在宅介護を重点においた高齢者介護の施設および人材の整備を各自治体に求めたが、一九九四年にはその計画を修正して「新ゴールドプラン」の策定を余儀なくされた。これにより、訪問看護や老人保健施設の整備と並び、とりわけホームヘルパーの増員が求められ、その確保が急務とされるに至った。

- (32) この間の状況については、森定玲子「高齢者とボランティア」前掲、内海成治ほか編『ボランティア学を学ぶ人のために』一一二五〜一二六頁参照。なお、武智秀之「行政過程の制度分析」(中央大学出版部、一九九六年)一九四頁以下は、在宅福祉サービスの実施構造の問題について、「委託の拡大」、「提供主体の多様化」と並んで「ボランティアの包摂」を特徴としてあげている。
- (33) 「資料・ホームヘルパーという仕事・上」賃金と社会保障一二二七号七三〜七九頁(一九九八年)。
- (34) 賃金と社会保障一二五四号六四頁。
- (35) 登坂真人「世田谷区ホームヘルパー事件東京地裁判決の問題点」賃金と社会保障一二五四号六三頁(一九九九年)。
- (36) 前掲・武智秀之「行政過程の制度分析」一二二頁。
- (37) 前掲・資料・ホームヘルパーという仕事・上」賃金と社会保障一二二七号七一頁。
- (38) たとえば、一九九九年に、愛媛県社会福祉協議会が愛媛県下の各市町村社会福祉協議会に所属するホームヘルパーに対しておこなった調査の結果では、高齢者世帯、障害者世帯等でホームヘルプサービスを利用している世帯五三九三世帯のうち、預金通帳などの保管をヘルパーがおこなっている件数が一六件、日常的な預貯金の出入りや公共料金や医療費などの支払いをヘルパーがおこなっている件数は九五九件のほっており、生活必需品等の買い物をおこなっている件数に至っては一八五三件にのぼっていることが明らかにされている。愛媛県社会福祉協議会「地域福祉権利擁護事業準備委員会報告書」(一九九九年)一二二頁参照。
- (39) 高齢社会の法律問題の一つとして、医療・介護等の身上監護問題と並んで、預貯金などの通帳の管理や預貯金の出し入れなどの財産管理の諸問題についても支援の必要性があることが指摘されてきた。たとえば、高村浩「高齢者在宅福祉サービスと財産管理」判例タイムズ九二七号四四頁(一九九七年)、升田純「高齢者の財産をめぐる紛争と裁判例」日本司書士会連合会編「ころばぬ先の財産管理」(日本評論社、一九九五年)三四頁以下などがあげられる。
- (40) これらのサービスの実施状況について、野田愛子編集代表「Q&A成年後見制度要綱試案のすべて」(ぎょうせい、一九九八年)一九八〜一九九頁、二〇六〜二一四頁参照。
- (41) 前掲・高村浩「高齢者在宅福祉サービスと財産管理」判例タイムズ九二七号四六頁、白紙利恵「財産保全サービスの現状」新井

誠・須永醇編『高齢者の権利擁護システム』（勁草書房、一九九八年）一九九頁以下参照。

(42) 一九九九年六月に、筆者は愛媛県社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業準備委員会の先進地視察に同行し、大阪成年後見支援センター、大阪市財産管理支援センター、枚方市社会福祉協議会を訪問し、高齢者等に対する金銭管理・財産管理サービスの実情を見聞する機会を得た。なお、竹之下典祥「意思能力にハンディキャップを持つ知的障害者・痴呆性高齢者・精神障害者に対する経済生活支援サービス」『発達障害研究』二一巻一号（一九九九年）九二〇頁は、枚方市社会福祉協議会においてこのサービスの創設に関わった担当者によるサービス事業の紹介と検討である。

(43) 成年後見制度の見直しについては、法制審議会において議論されてきたが、法務省は「成年後見制度の改正に関する要綱試案」を一九九八年四月に公表し、禁治産者・準禁治産者制度の見直しを含む「民法の一部等を改正する法律案」等が一九九九年一月に国会で可決され、二〇〇〇年四月から新たな成年後見制度が施行されることとなった。要綱試案に関して、拙稿「成年後見制度について」『愛媛県精神保健協会機関誌』三八号八頁以下（一九九九年）参照。

(44) 厚生省は各都道府県社会福祉協議会を通して「地域福祉権利擁護事業」を一九九九年一〇月より開始している。この制度および高齢者の財産管理の問題に関しては、別に検討する予定である。なお、河野正輝「地域福祉権利擁護事業」の基本課題」九州大学法政研究六六巻二号五五頁以下（一九九九年）参照。

(45) 前掲・高野和良「都市地域社会とボランティア活動」季刊・社会保障研究二九巻四号三五四頁では、PTA・子ども会活動の役員経験率に次いで高い割合を示している。

(46) 武智秀之「ホームヘルパー派遣事業の実施構造」季刊・社会保障研究二九巻二号一六七頁（一九九三年）。

(47) ボランティア活動に参加する人の約四分の一が広い意味での在宅福祉活動に参加しており、この活動に関わるものの中で、「住民参加型福祉サービス」という活動が広がっていると指摘されている。三浦文夫「ボランティア活動の新たな展開」季刊・社会保障研究三〇巻二号一一六頁（一九九四年）。

(48) 一九九三年の厚生省の「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的指針」や中央社会福祉審

議会地域福祉専門分科会の「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」では、地域住民や団体が主体的に参加し、協力して作り上げていく「参加型福祉社会」をめざすことの重要性が示され、ボランティア活動の「互酬性」概念が導入されている。

(49) たとえば、前掲・田中尚輝『市民社会のボランティア』三一頁など参照。

(50) 堀田力『共生社会への道』（NHK人間大学、日本放送出版協会、一九九七年）七頁以下。

(51) 前掲・名古屋高裁昭和五九年二月八日判決判例時報一一一四号三頁。

(52) 小木美代子「子ども会活動と引率者の責任」ジュリスト八一三号四四頁（一九八四年）参照。

(53) 過失と違法性をめぐる諸見解を検討する必要がある。とりわけ、過失判断に関する平井宜雄の見解、社会的有用行為から生じる損害と日常生活に偶発的に生じる損害とを区別し、論じようとする石田穰の見解、加害者側の帰責性と被害者側の保護とを違法性判断として考察する前田達明の見解などをとりあげる必要がある。平井宜雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会、一九七一年）四〇三頁以下、石田穰『損害賠償法の再構成』（東京大学出版会、一九七七年）一三頁以下、前田達明『不法行為帰責論』（創文社、一九七八年）一八五頁以下など参照。

(54) ボランティア活動を推進し、自発的ボランティア行為の社会的有用性を強調する立場は今日一般的である。また、いわゆるNPO法の施行以後、NPO団体の法人格取得がさかんにすすめられている。たとえば、『ボランティア白書1999』（社団法人日本青年奉仕協会、一九九九年）に掲載されている各論稿では、さまざまな社会的問題への市民の自発的意思に基づく参加の必要性や有用性が強調され、その運動を支えるための社会的ネットワーク作りや、社会福祉協議会、行政または企業等とのパートナーシップの形成のあり方が論じられている。

(55) このような近代市民法のパラダイム転換という問題意識は近時一般的であると言ってもいい。たとえば、吉田克己『現代市民社会と民法学』（日本評論社、一九九九年）は代表的である。